



2025年度

日本ブロックチェーン協会

暗号資産に関する

税制改正要望を提出



**日本ブロックチェーン協会**

**2025年度 暗号資産に関する税制改正要望を政府へ提出**

**要望事項**

- 1. 申告分離課税・損失繰越控除の導入**
- 2. 暗号資産同士の交換時における課税の撤廃**
- 3. 暗号資産を寄附した際の税制の整備**
- 4. 特定譲渡制限付暗号資産の今後の見直しの継続検討**



日本ブロックチェーン協会

2025年度 暗号資産に関する税制改正要望を政府へ提出

要望 1

申告分離課税・損失繰越控除の導入

個人の暗号資産取引にかかる利益に対する課税方法は総合課税の対象となり、最大55%の税率が適用される。

これを申告分離課税に変更し、税率を一律20%とすること。

損失を出した年の翌年以降3年間、その損失を繰り越して、翌年以降の暗号資産に係る所得金額から控除することができるようにすること。

暗号資産デリバティブ取引についても同様の扱いとすること。



# 日本ブロックチェーン協会

## 2025年度 暗号資産に関する税制改正要望を政府へ提出

### 要望 2

### 暗号資産同士の交換時における課税の撤廃

個人が暗号資産同士を交換した場合には、その交換の都度、発生した利益について個人所得税が課税される。

ボーダーレスであるweb3時代の決済においては、暗号資産同士の交換が経済圏の主流となる可能性が高く、発生するトランザクションや交換する暗号資産の種類が多岐に渡る事等から、納税計算が非常に煩雑になり、暗号資産が本来もつ利便性を著しく阻害している。

については、暗号資産同士の交換に対する課税を撤廃すること。



### 要望 3

### 暗号資産を寄附した際の税制の整備

以下を通達やガイドライン等において公表し明確化すること。

- 個人が暗号資産を寄附した場合、所得税法上の寄附金控除の適用対象となりうること。
- 法人が暗号資産を寄附した場合には特別損金算入限度額までの損金算入の対象になりうること。

また、個人が暗号資産を寄附した場合、その含み益に対して租税特別措置法40条における現物寄附のみなし譲渡所得税等の非課税特例と同様、非課税とすること。



日本ブロックチェーン協会

2025年度 暗号資産に関する税制改正要望を政府へ提出

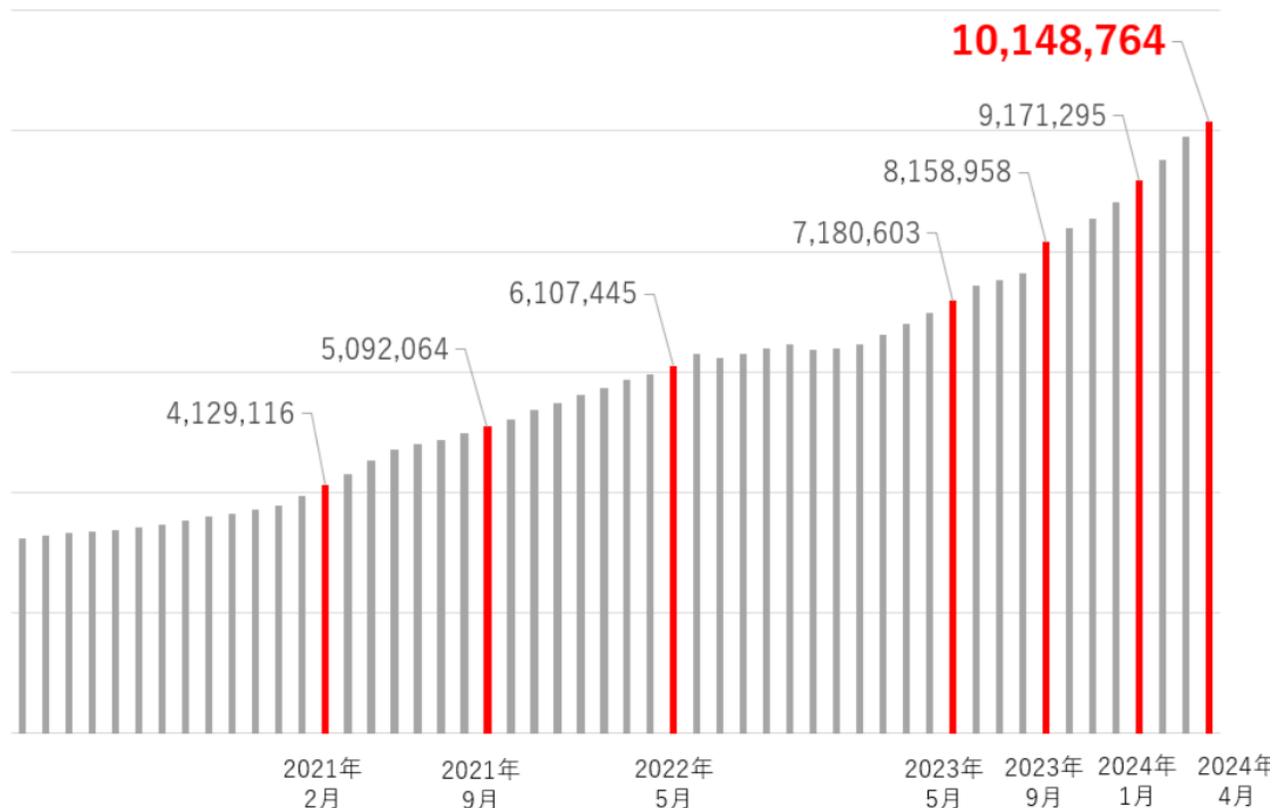
要望 4

特定譲渡制限付暗号資産の今後の見直しの継続検討

2024年4月1日の改正法人税法の施行で特定譲渡制限付暗号資産が導入され期末時価評価の問題が大きく前進したが、「譲渡制限の付与」や「対象となる暗号資産の制限」、「暗号資産交換業者への通知」といった条件を満たすことは、オペレーション上の障壁が高く、制度の活用を躊躇うケースもある。

特定譲渡制限付暗号資産の活用状況や将来の環境変化を踏まえ、今後、各種の条件なしに期末時価評価課税の対象外とすることを継続検討すること。

# 暗号資産の口座数



JVCEAの統計を基にJBA作成

**1,000**万口座を突破

国内の暗号資産交換業者の取引口座の利用者数は着実に増加している。

暗号資産は「一部のもの」から「一般のもの」へ

# 他の金融資産等との比較

- 上場株式等の上場有価証券の取引で得た利益は、原則申告分離課税の対象となり、年間の利益の合計に対し**20%**の税率が適用される。
- 暗号資産は総合課税で所得に応じて最大**55%**の課税となる。

金融資産等	所得の種類	課税方法	税率 (住民税含む、数値はおおよその値)
上場株式	譲渡所得	申告分離	20 %
一般株式	譲渡所得	申告分離	20 %
公社債	譲渡所得	申告分離	20 %
上場投資信託	譲渡所得	申告分離	20 %
外国為替証拠金取引 (FX)	雑所得	申告分離	20 %
不動産 (5年超保有)	譲渡所得	申告分離	20 %
不動産 (5年以下保有)	譲渡所得	申告分離	40 %
暗号資産	雑所得	総合課税	所得に応じて15 %~55 %

**家計の資産形成に  
資する他の金融資産  
等と比較し、暗号資  
産は高税率**

# 個人が1年を超えて保有した暗号資産の 売却益に課される最大税率の国際比較

国	最高税率
 ドイツ	0 %
 韓国	0 % ※1
 イギリス	20 %
 オーストラリア	22.5 %
 イタリア	26 %
 フランス	30 %
 アメリカ	33.3 % ※2
 カナダ	39.5 % ※3
 日本	55 %

日本の税率は、主要な先進国と比較しても**高い水準**にある。

1年以上保有した場合のおおよその最高税率で比較しているため、実際に課税される割合とは異なる。

※1 2025年から20 %を適用予定

※2 最も税率の高いカリフォルニア州の場合。フロリダ州、テキサス州などでは20 %

※3 最も税率の高いケベック州の場合。首都オタワのあるオンタリオ州では36.2 %